

## 平成29年度第2回技術委員会（方法書第1回審議）及び追加提出の意見に対する都市計画決定権者等の見解

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
1	全般	野見山委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・明かり、トンネルやアクセス道路の構造や位置が不確定であり、住居や老人保健施設への環境影響の範囲や程度が明確でなく技術的判断ができない。特にアクセス道路が高架橋となるとその高さや位置により低周波や日照の影響を受ける範囲が変わるので明らかにした上で調査方法を考える必要がある。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ルート・構造を検討している段階ですが、対象道路やアクセス道路の道路構造が概ね決定した段階で、現在想定している高架・橋梁構造の地域が増える場合には、その範囲も調査していく予定です。</li> </ul>
2	事業計画	片谷委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な道路構造は未決定とのことだが、トンネル部と明かり部は環境影響が大きく異なる。方法書で確定できていないことはやむを得ない部分もあるが、道路構造はいつ頃概ね定まるのか。少なくとも明かり部とトンネル部、又は橋梁の位置などの構造がほぼ決まるのはいつ頃を想定しているか。また、アセス手続との前後関係はどういう形になるのか。</li> <li>・準備書の段階でルートや道路構造が不確定であると、準備書の予測評価が適正であるかどうかという判定ができないため、基本は準備書の段階でルートや道路構造を決定すること。万が一不確定部分が残っている場合は、最も環境負荷が大きくなる条件を想定した予測評価をすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時期については、都市計画決定のタイミングで、地表式、地下式、嵩上式などの構造が決定されることとなります。また、アセス手続と都市計画手続は同時に実施されます。</li> <li>・ルート構造等の決定に際して、都市計画決定の手続も並行して進めていくこととなりますので、その際にはルート都市計画の原案についての住民説明会を予定しています。公表と地域住民の方々の御意見をお聞きする場合があります。その説明会の時点でルート構造等は概ね決定することになる確定になっていると考えています。都市計画のルート原案についての公表説明会は、準備書の手続き前に行う予定です。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画案に基づき、準備書を作成することとなり、準備書の段階で都市計画決定がなされることはありません。</li> </ul>
3	事業計画	富樫委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的の「災害に強い代替路の確保」の災害には、例えば地震災害が含まれているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定者の事業目的としては地震災害等の自然災害も含まれます。</li> </ul>
4	事業計画	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の目的として「交通の円滑化」がある。東の方から来た場合は山側に入りやすいが、バイパスを出て岡谷へ行くにはどのようなルートを迎えるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諏訪バイパスの計画の前後で、国土交通省により茅野市側で坂室バイパス、岡谷市側で下諏訪岡谷バイパスの事業がされております。この2つの事業間を諏訪バイパスが接続することにより、諏訪地域のバイパス道路が完成します。</li> </ul>
5	事業計画	野見山委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の必要性の観点から、昭和47年の都市計画決定時と現在の交通量、交通不能状況について示してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道20号における、H27年度での国道20号の諏訪市内における交通量は15,176台/日(24h)と多い状況、また、平成18年の豪雨では、国道20号が30時間以上の通行止めとなりました。</li> </ul>
6	事業計画	野見山委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路設計等の予定などを示さず曖昧な中で、住民への説明等が行われてきている印象を受ける。構造や位置など具体的な条件を示し住民理解を得ながら今後の手続を進めてもらいたい。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、ルート・構造を検討している段階ですが、ルート・構造等の決定に際して、都市計画決定の手続も並行して進めていきます。その際、準備書の手続前になりますが、地域住民の方々に都市計画の原案を提示・公表し、御意見をお聞きしながら、ルート構造等を概ね決定していく予定です。なお、準備書の段階では、その概ね決定したルート・構造等を基に、予測評価を行ってまいります。</li> </ul>
7	配慮書	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水への影響の可能性等を認識しながら、方法書5-3ページの配慮書の予測評価結果では、比較案、バイパス案のどの案でも源泉施設は概ね回避していると同一評価をしており非常に疑問である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書では、ルートの位置と源泉の地上部にある施設がどのように変更されるのかを評価したため、概ね回避しているとしています。但し、ルートの位置・構造によっては、水象（地下水）に影響を与える可能性があるとして評価しています。</li> </ul>
8	大気質	片谷委員長	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書では、道路構造が不確定であることを理由に、大気に関する調査地点をエリアでしか示していないが、気象観測や大気観測では、周辺の地形や建造物等の状況が影響を与えるため、調査地点設定の妥当性は、必須の審議対象といえる。方法書の知事意見までに確定できない場合は、実際に調査を開始するまでの間に、できるだけ早く追加資料として調査地点を明らかにされたい。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で検討しているものをお示しします。調査地点は、方法書で示す4地域（諏訪市四賀周辺、諏訪市上諏訪周辺、下諏訪町東高木周辺、下諏訪町東町中周辺）ごとに、濃度・気象の観測調査を予定しています。</li> </ul> <p>【資料3-1（調査地点案）】</p>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
9	騒音	野見山委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健施設の近隣が明かり部分となる予定だが、騒音等の影響を受けやすい弱者がいる施設であることや静穏な環境であることを踏まえると、十分な配慮が必要で通常の騒音の評価よりも厳しく条件を設定する必要があるのではないか。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音等については、概ね決定したルート・構造を基に、技術手法に基づき予測を行います。実行可能な範囲内で環境環境できる限り回避、低減する環境保全措置を検討するとともに、国で定められた基準及び地方公共団体が定められた基準の類型指定地域を踏まえ、その整合性を適正に評価していきます。</li> </ul>
10	低周波音	塩田委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネルを掘る際に発破をかける予定であれば、トンネル工事の実施に関し、低周波音を環境影響評価項目に選定する必要がある。</li> <li>・先日ある国道の現場へ行ったときに、同じようなトンネルを作っていたが、発破をかけて周辺の住民とトラブルになっていた。そういうことがないように、発破をかけるのであれば選定していただきたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発破の計画があるかお聞きしたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常に住宅が近くにあり坑口との距離が近いところが多くなりそうなので、かなり慎重に検討しないと住民とのトラブルになりかねないので、配慮をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トンネルの施工方法は決まっています。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施段階において、環境保全に十分に配慮してまいります。</li> </ul>
11	水質 (水の汚れ)	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁の工事で水底の掘削が行われることに関して水の濁り、水の汚れについて予測・評価が行われることとなっている。濁りについては浮遊物質量、汚れは水素イオン濃度指数により行うとのことだが、比較的諏訪湖に近いところで水底の掘削を行うため、水の汚れとして富栄養価も評価していただきたい。通常の河川における水質の評価と、下流に閉鎖性水域をもった河川における水質の評価は異なると思うので、検討をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち帰り検討します。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁工事で水底の掘削が行われる場合には、一般的に、仮締切による工事により直接流水に接地しない工法等を採用し、河川の水質等への影響に配慮して行われています。本事業においても、事業予定者は、実行可能な範囲で回避、低減する配慮を行うとしており、水底の掘削の影響は、事業地周辺に限られたものと考えていますが、河川河口部、諏訪湖での富栄養化（化学的酸素要求量（BOD、COD）、溶存酸素量（DO）、全窒素、全燐等）の状況は、方法書P4-1-22～25に示すとおり、長野県で継続的に調査を実施しているため、その既存調査資料を収集し、把握してまいります。</li> </ul>
12	水質	野見山委員	<p>【第1回審議追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質の調査を平常時は12回行うとのことだが、降雨時は1回のみで十分なのか。一般的なルールも含め示してもらいたい。</li> <li>・数字は変動が大きいので数学的な平均をとるという意味では、降雨時も4回以上行うべきでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術手法等における、年間の変動状況を平常時の適切な時期に行うと定められており、我々としては各月で変動は異なるだろうということで12回を想定しています。ただし、道路事業の影響としては切土、盛土の土が雨によって流れ、公共用水域に入りこんで濁るといった影響が考えられます。降雨時の濁りの状況がどの程度なのかということ把握しておかなければ事業の影響を評価できないため1回測定することとしています。</li> <li>・降雨時の調査回数については、次回、回答いたします。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査は、技術手法において、「原則として、月1回、1年以上実施する。なお、降雨時の状況が含まれる調査を行えるとさらに望ましい」とされており、降雨時については、1回の調査を予定しています。</li> </ul>
13	水象 (地下水)	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水については、その周辺の工事の影響だけではなく、その上流の影響が出てくる可能性がある。そうすると、逆に事業実施区域で工事を行った影響はその地点に出るだけでなく、ここより下に出る可能性がある。</li> <li>・そういう目で見ると、方法書4-1-38の図のとおり、事業実施区域の下流にこれだけの湧水、水源がある。これはおそらく温泉や酒蔵で、そこに影響する可能性があることについてはどう考えているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の影響は、その地点の地質に応じて、広域的に及ぼすものと認識しています。その方向には温泉、酒蔵、井戸があり、また、諏訪市、下諏訪町は、その地下水を水源として利用しています。事業地周辺のトンネル構造付近においては、事業予定者がボーリング調査を行い、どのような地形かを把握しますが、周辺地域の既存井戸の利用や、温泉の状況を把握するなど、周辺での水位、水質等を把握して全体の連動性を見た上で、予測評価を行い、広域的にどのように影響があるかを把握していくことを考えています。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
14	水象 (地下水)	山室委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この地域の湧水がどのようにつながっているかということを知った上でないとトンネルの影響は分からないということでもあるので、その辺りを踏まえていただきたい。</li> <li>・諏訪湖は肥料が入っている表流水ではない地下水の影響があればあるほど水はきれいになるはずなので、地下水の影響は非常に大きいですが、今回の諏訪湖への影響に関して、地下水のことが書かれていない。諏訪湖に対してもこの事業が影響を与える可能性があることを考えていただきたい。 (片谷委員長)</li> <li>・いずれにしても、調査は広げてやっていただくという御回答がありましたので、諏訪湖の水質の改善に資するようなデータが得られるかもしれません。アセスは、今回は道路事業ですが、道路のためだけではなく、環境調査をすることによって、周辺の環境に他の形でも貢献することは大いにあっていいと思いますので、是非そういう意識で調査していただければと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の調査については、具体的な調査地点の選定、調査範囲等を検討している段階です。また、事業予定者の国土交通省においても専門家を添えた技術検討委員会を設置しており、その委員にも技術的なアドバイスをいただきながら調査計画を検討しているところです。御意見を踏まえ、広域的な地下水の連動性が分かるような形で、調査をしていきたいと考えています。</li> </ul>
15	水象 (地下水)	小澤委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書では環境要素「水象」の小区分「地下水」において、地下水及び湧水に関することと温泉に関することを一括して取り扱うこととしているが、当該地域が有数の温泉地であること、また長野県環境影響評価技術指針が最近の改正で環境要素「水象」に小区分「地下水」とは別に小区分「温泉」を追加したこと、これらも考慮すると、環境影響評価を行う項目として両者を分けて兼用した方がわかりやすいものになるのではないかと。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の環境影響評価では、配慮書の段階から、水象（地下水）を計画段階配慮事項に選定し、地下水と温泉源泉に関する影響を検討しており、環境アセスメント図書の一貫性、整合性を図るため、環境影響評価の項目は水象（地下水）のままにしたいと考えています。なお、調査、予測評価については、手法に示すとおり、地下水の状況、温泉源泉の状況を別々に把握し、分かり易く予測評価していきたいと考えています。</li> </ul>
16	地形・地質	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諏訪市ではマルチハザードマップというのが作成されており、洪水、土砂災害特別警戒区域、ルートに並行して走る諏訪湖北岸断層群の状況、地震を想定した揺れやすさマップ、液状化マップなどが記載されているが、そういったことがこの方法書の中であまり触れられていない。それらを踏まえてこういう理由で山側ルートを選択したということを示してもらいたい。例えば、地形・地質に、少なくとも断層帯との関係や土砂災害警戒区域との関係を踏まえた地形・地質の状況を当然記載してもらいたい。 (片谷委員長)</li> <li>・諏訪市の報告書が出ているので早急に確認して、次回の審議の際に、今後こう対応したいということを回答するようお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書P4-1-47に、「長野県すぐれた自然図」、「日本の地形レッドデータブック」に記載されている重要な地形・地質として、糸魚川静岡地質構造線の情報は記載しています。ただし、その他の断層もあると考えられますので、情報を収集し、整理していきたいと考えています。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形及び地質については、国土交通省令、技術手法に基づき、「学術上又は希少性の観点からの環境保全すべき重要な地形及び地質」について、調査、予測評価を行うこととしています。</li> <li>・方法書P4-1-47では、その「学術上又は希少性の観点からの環境保全すべき重要な地形及び地質」について、技術手法に基づき、法令で指定されたもの、公的機関や学会等で発行しているレッドデータブック等に記載されたものとして、「長野県すぐれた自然図」、「日本の地形レッドデータブック」に記載されている糸魚川静岡地質構造線の情報を記載しています。</li> <li>・その他の活断層については、「学術上又は希少性の観点からの環境保全すべき重要な地形及び地質」ではありませんが、諏訪市マルチハザードマップを入手し、事業実施区域周辺には糸魚川静岡構造線の諏訪湖北岸断層群が分布することを確認しました。</li> </ul> <p>【資料3-2（諏訪市マルチハザードマップの活断層）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害区域については、諏訪市マルチハザードマップを入手し、事業実施区域周辺には土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域が分布することを確認しました。なお、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域とともに、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域については、「長野県総合型地理情報システム」等により把握した情報を方法書のP4-2-120～121に示しています。</li> </ul> <p>【資料3-3（諏訪市マルチハザードマップの洪水・土砂災害マップ）】</p>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
17	地形・地質	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の途中とこのことだが、線形方向の縦断面図がないと様々なことの検討ができないのである程度の幅をもった図でも結構なので、添付してもらいたい。(片谷委員長)</li> <li>・これは道路構造が決まらなると難しいかもしれない。準備書に載せるのは当然だが、途中の段階でも道路構造が概ね固まった時点で、想定される縦断面図や中間的に固まったことについて報告をしていただきたい。こういう手続は法にも条例にも定められていないが、長野県の技術委員会ではお願いしているので、協力いただきたい。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、準備書の段階において、地質縦断面図を提示していきたいと考えています。</li> </ul>
18	地形・地質	富樫委員	<p>【第1回審議後追加意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地形・地質」の記載については、学術的な希少性や典型性という限られた内容のみを対象にしているように見受けられる。「地形・地質」は生態系の基盤であるとともに、地盤の安定性や水象（地下水）等、他の予測評価項目と深い関連性をもつ自然要素であるため、そのことを十分に考慮し、適切かつ十分な調査を行い、その結果を関連する予測評価に反映させること。</li> </ul>	<p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省令、技術手法を基に、重要な地形・地質について項目を選定しています。</li> <li>・動物、植物、生態系、水象（地下水）の予測評価は、工事の実施、道路の存在による地形及び地質等の改変や変化等を考慮して実施してまいります。</li> </ul>
19	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の調査範囲は、周囲250mとなっているが全て調査するのか。明かり部等を重点的に調査するのかといった事を示してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には調査範囲内の歩けるところは歩いて、重要種を調査します。御指摘いただいたとおり、ポイントとなる箇所は明かり部、水象との関係で影響が出る可能性のある箇所と考え、その箇所を重点的に歩いて調査を行います。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な調査範囲・地点については、現時点で検討しているものをお示しします。</li> </ul> <p>【資料3-4（調査方法案、調査地点案）】</p>
20	動物	中村寛志委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最近、環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として、諏訪湖及び流入河川を指定している。ここは、メガネサナエの生息地となっているので、ポイントを押さえているか、どういった調査をしていくかということをお教えしてもらいたい。長野県のレッドリストではENとなっていて、日本では諏訪湖と琵琶湖にしか生息していないトンボで、成虫は6月～7月しか発生しない。</li> <li>・事業実施区域西側にはヒメギフチョウの産地であるので、しっかり調査をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち帰って、次回、回答します。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メガネサナエについては、生息地の情報が乏しいため、専門家への聞き取り、現地調査により成虫や羽化殻の有無などを把握します。ヒメギフチョウについては、現地調査により成虫及び食草であるウスバサイシンの分布などを把握します。</li> </ul>
21	植物	大窪委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物については事業の実施区域の周りを100m程度で調査されるということだが、諏訪湖の湖岸、湖の周りの河川河口の水草への影響を心配している。諏訪湖の上部をトンネル等で掘削するので、湧水への影響も懸念している。</li> <li>・諏訪湖の水草帯は、周りの河川にも豊富にあるので、土壌の改変等が生じる地点、上川を渡る橋梁の工事を行う地点等の下流の河口をポイントとして、抽水植物や沈水植物の影響調査を検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち帰り検討します。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽水植物や沈水植物等の水草については、既存資料の収集、専門家への聞き取り、現地調査により生育種や分布範囲などを把握します。具体的な調査範囲については、植物相や植生調査の計画と合わせ、現時点で検討しているものをお示しします。</li> </ul> <p>【資料3-5（調査方法案、調査地点案）】</p>
22	景観	亀山委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央道の諏訪湖SAは、諏訪盆地の一番の眺望地点である。距離的には3km以上離れてるが、対岸に道路を作る事業で明かり部もあり、斜面の切盛による法面が相当生じる可能性があるため、眺望地点として選定して慎重に対応いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状は、3km程度の距離が視認距離であるということで、3kmを目安に調査地点を設定しています。委員現地調査においても事業区内を一望できる場所であり、住民等の関心が高い場所であることもを考えると検討が必要かと思っておりますので、持ち帰って次回に回答します。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央道の諏訪湖SAについては、景観の眺望点に選定し、調査、予測評価を行います。</li> </ul>

No.	区分	委員名	意見要旨	都市計画決定権者等の説明、見解等要旨
23	人と自然との触れ合いの活動の場	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この地域全体に人触れの場が多くあり、観光地として賑わう場所のため、工事中の人触れへの影響を評価する必要がある。</li> </ul> <p>・国土交通省令、技術手法ではそういった扱いかもしれないが、諏訪湖の外環で観光客が沢山来て人触れの活動を行う場となっている。工事の詳細が決まっていないのでどういった影響が生じるか不明だが、工事用のダンプ等が町中を通るような場合にはアクセスへの影響が生じるので、意識する必要がある。</p> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書の段階で選定していなくとも、設計が固まった段階で観光客等への影響があり得る場合には準備書の段階で、予測・評価・環境保全措置を記載していただくことは通常のアセスメントの進め方である。</li> <li>・工事用車両のルート、仮設用道路の設置等が分かった段階で周辺に観光施設、公園等がある場合に、影響がありそうであれば、保全対策を検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人と自然との触れ合い活動の場に関する工事中の影響については、国土交通省令技術手法において参考項目以外として位置付けられています。その中で項目を選定する一つの目安としまして、「工事による影響要因として工事施工ヤード、工事用道路の設置があるが、これらは一時的なものであること、道路本体に比べ規模が小さくその復旧が速やかに行われること等、影響が永続的に及ぶわけではない場合が多いことから、参考項目として設定されていません。しかし、自然公園法、自然環境保全法等、自然環境の保全に係る法令で指定されている地域内で工事施工ヤード、工事用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される場合には、項目の選定を行う。」と示されています。</li> <li>・現段階では、都市計画対象道路事業実施区域及びその周辺には、自然環境の保全に係る法令が指定されていませんので、選定しない方針で方法書を取りまとめています。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、ルート・構造等が概ね決定した段階で事業予定者は工事の概略計画を検討してまいります。その工事の概略計画を基に、周辺の人と自然との触れ合い活動の場に顕著な影響を及ぼすと判断された場合には、予測評価及び環境保全措置の検討を行ってまいります。</li> </ul>
24	廃棄物等	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生土の量をおおむね計算して、どこに持っていくのかを方法書審議の中で示していただきたい。</li> </ul> <p>(片谷委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生土は最後の廃棄物等の中で、発生量が示されて、搬出が必要な場合は搬出ルート等が示されるという理解でよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定者は事業の計画が決まった段階で、発生土の量、事業地内で使う量の収支を計算し、もし外に持ち出す場合には持ち出しの方法まで検討いたします。これを基に、他の事業で活用できるのか、中間処理場に持っていき再利用するのか、または土捨てするのか、その辺について言及しながら予測評価していきます。</li> </ul> <p>【事後回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これらは、準備書段階で、廃棄物等の予測評価結果として、お示ししてまいります。</li> </ul>